

タイトル	「添付 2」 特許法改正案における分離出願制度導入の概要
出所（掲載日）	韓国特許庁（2021. 9. 30.）

* 導入の背景：特許可能な出願発明に特許取得機会を拡大して与える

- ・一部の請求項が特許可能（※）であっても、審判段階において全体請求項のいずれか一つでも棄却（拒絶維持）されると、全体の請求項（発明）が特許拒絶される。

※拒絶査定件のうち、一部の請求項のみを拒絶した件の割合（5年平均）：9.1%（4,407件/4万8,232件）

- ・出願人は、このような限界を克服するために拒絶査定不服審判を請求する際に、相当な件数（※）を審判請求とは別に分割出願として追加で提出

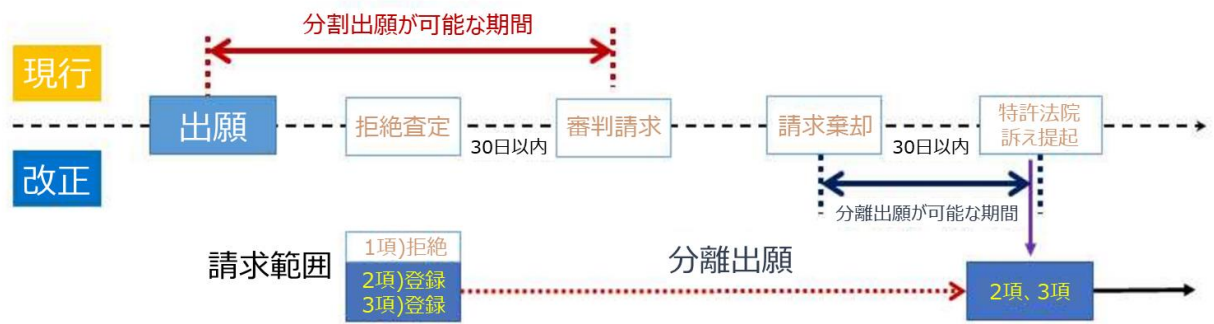
※拒絶不服審判の請求（3,821件/年、2016～2020年）時に分割出願（1,561件/年、2016～2020年）の利用率：40.8%

→審判と同時に、分割出願が乱用されることを防止し、審判段階の後でも出願人の権利を獲得できる機会を与えられる。

* 分離出願導入の概要：分割対象、期間および制限事項（原出願、派生出願の要件）などの分割出願との違いがあり、分離出願の用語・条文を新たに導入

- (1)時期：分割-審査進行中、分離-審判終結してから法院に訴え提起をする前まで
- (2)範囲：分割-原出願の全範囲以内、分離-拒絶査定されていない請求項
- (3)制限：請求範囲の猶予、外国語出願の不許および新たな分割・分離・変更に伴って派生されることを禁止

「分割出願と分離出願の比較」



「参考」 主要国における分離出願関連制度の運営現況

区分	米国	欧州（ドイツ）	日本
審判で分割可能かどうか	審決後も分割可能	・ 欧州：1 審 審 判（Appeal Board）のみ分割可能 ・ ドイツ：特許法院、大法院全て分割可能	審判院で分割不可能 * 韓国の分割出願と同一